

## 適任者を選考する委員会のあり方

2002年9月20日

宮本 康昭

### 1. 司法制度改革審議会意見書の意見

#### 1) 「指名されるべき適任者を選考する委員会」の目的・機能

1. 指名過程を透明化する。
2. 国民の意思を反映させる。
3. 裁判官に対する信頼感を高める。

#### 2) 制度整備上の留意点

1. すべての任官希望者について委員会の判断を経ること
2. 委員会が適任者の選考に関する実質的な判断を行い得るよう十分な配慮をすること
3. 十分かつ正確な資料・情報にもとづく判断が可能となるようにすること
4. 委員会を公正で権威ある機関とするため、委員の構成・選任方法を中立性・公正性が確保されるようにすること
5. 裁判官の独立を侵さないよう十分配慮すること  
審議会意見書の意見を実現するためには、どのような制度設計をしなければならないか？

### 2. すべての任官希望者を対象とすること(第1回会議で確認)

1. 任官申込書は最高裁に提出するか、最高裁あての申込書を委員会に提出するか。
2. 委員会は任官申込がない者について任官適任の意見を述べる(他薦)ことはしないものとする。

### 3. 実質的判断の方法

適任者選考について、次のような方式があり得る。(さらに、これらについて様々なバリエーションがある。)

## 1) 予備審査方式

任官希望者について、一定の資料に基づいて予備審査によって事実上の振り分けを行い、指名について問題のありそうな希望者についてのみ委員会が審査をする。

1. 委員会の審査対象は、建前上一応全員とはいうものの、実質的な審査対象者はおそらく年間数名ないし十数名にとどまる。
2. 委員会は、実質的な審査対象者についてのみ、調査や資料収集を行う。
3. 中央機関のほかに下部機関を設置する必要性が乏しくなる。
4. 委員会は、比較的小規模で全体委員会以外に小委員会・部会等を設ける必要はない。
5. 委員会事務局を設ける必要性は少ない。

この方式の最大の問題点は、予備審査の機能をだれが担うかである。

最高裁事務総局にこの予備審査(既存の手持ち資料以外の新たな資料収集、面接、意見の付与等)を行わせることとすると、「裁判官の指名過程を透明化する」とことと矛盾を来し、さらに上記の目的・機能を委員会が十分に果たすことができないのではないか。

## 2) 全部審査方式

任官希望者全員について委員会が実質審査する。

1. 委員会の審査対象は、おそらく年間300名を越える。
2. 委員会は、その全員について調査や資料収集を行う。
3. 中央機関のほか下部機関も審査を分担する。

例えば次のとおり

- ア. 司法修習生からの任命 - 中央
  - イ. 簡裁判事への任命、判事補からの任命、判事の再任 - 地方
  - ウ. 弁護士等からの任命 - 地方
  - エ. 高裁長官の任命 - 中央
4. 中央と下部の各委員会はある程度の委員数を要し(20名程度)、全体委員会のほか小委員会・部会等の工夫をする。
  5. 委員会(中央と下部)にそれぞれ事務局を設ける。  
短期間に審査が集中する場合(特に司法修習生からの任命の場合)に、全員

について調査と資料収集を行い、「実質的な判断」の実を挙げるための工夫が必要となる。

#### 4. 十分かつ正確な情報と資料

1) 必要な基礎的資料としては、以下のものが考えられる。これらについては、最高裁事務総局、司法研修所、弁護士会(弁護士会連合会)から委員会に提出する。

ア. 司法修習生からの任命 - 司法研修所からの資料(修習成績、実務修習庁・弁護士会からの資料)

イ. 判事・判事補からの任命 - 最高裁からの人事評価資料、各勤務地からの勤務実績資料

高裁長官の任命も同じ

ウ. 簡裁判事への任命 - 簡裁判事選考委員会の資料、各勤務地、(職場)の勤務実績資料

エ. 弁護士等からの任命 - 所属弁護士会(弁護士会連合会)からの推薦資料

2) 上記に加えて次のような調査を行い、また情報提供を求める。

1. 各執務地の法曹関係者等からの評価・情報の提供を求める。
2. 本人または第三者からのヒヤリング調査をする。
3. インターネット・ホームページ等に任官希望者を公表し、情報の提供を求める(誹謗中傷や希望者本人のプライバシーを害することのないよう特段の工夫が必要である)。

#### 5. 中立・公正な委員構成と選任

委員会を公正で権威ある機関とするため、委員の構成・選任方法を中立性・公正性が確保されるようにすること

#### 6. 裁判官の独立の確保

裁判官の独立を侵さないよう配慮することと実質的な審査を行うこととをどう両立させるか